

報道関係者 各位

令和8年7月 31 日
栃木労働局 労働基準部 健康安全課
健康安全課長 斎藤 敏男
健康安全係長 池田 直哉
(電話) 028-634-9117

熱中症の疑いで労働者 2 名が死亡

— 熱中症予防対策を関係団体に緊急要請します —

先週、栃木県内の事業場に所属する労働者 2 名が熱中症の疑いで死亡する労働災害が発生しました。

熱中症による死亡災害は、「運送業」、「警備業」において発生しており、別添 1 のとおりです。

栃木労働局（局長 中野 知基）は、この事態を重く受け止め、職場における熱中症対策を一層推進するため、関係団体に対し、下記「要請式」を行い緊急要請します。

なお、要請式は報道機関に公開で実施しますので、取材を希望される場合は前日までに右上記載の担当者宛てご連絡ください。

要請式

1. 日時

令和 8 年 8 月 7 日（金） 午後 2 時から

2. 場所

宇都宮第 2 地方合同庁舎 4 階局長室（宇都宮市明保野町 1-4）

3. 対象団体

一般社団法人栃木県警備業協会

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 栃木県支部

建設業労働災害防止協会 栃木県支部

学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!
職場における熱中症予防情報

中小企業の事業主、安全・衛生管理担当者、現場作業向け



<https://neccyusyo.mhlw.go.jp/>

事案の詳細

番号	発生年月日	業種	年代	気温（最高気温）	事案の概要
1	令和8年7月22日	一般貨物自動車運送事業	60代	39.3度	正午頃、東京都内の建設現場で荷卸し作業を行っていたトラック運転手が体調不良となり、搬送先の病院で死亡したもの。
2	令和8年7月22日	警備業	50代	36.8度	栃木県内の電話線引込工事現場において、交通誘導を行っていた警備員が体調不良となり、搬送先の病院で死亡したもの。

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、
気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
**死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための
体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、
ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡
などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握
するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に
迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡
先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中
症による重篤化を防止するために必要な措置の実
施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及
び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

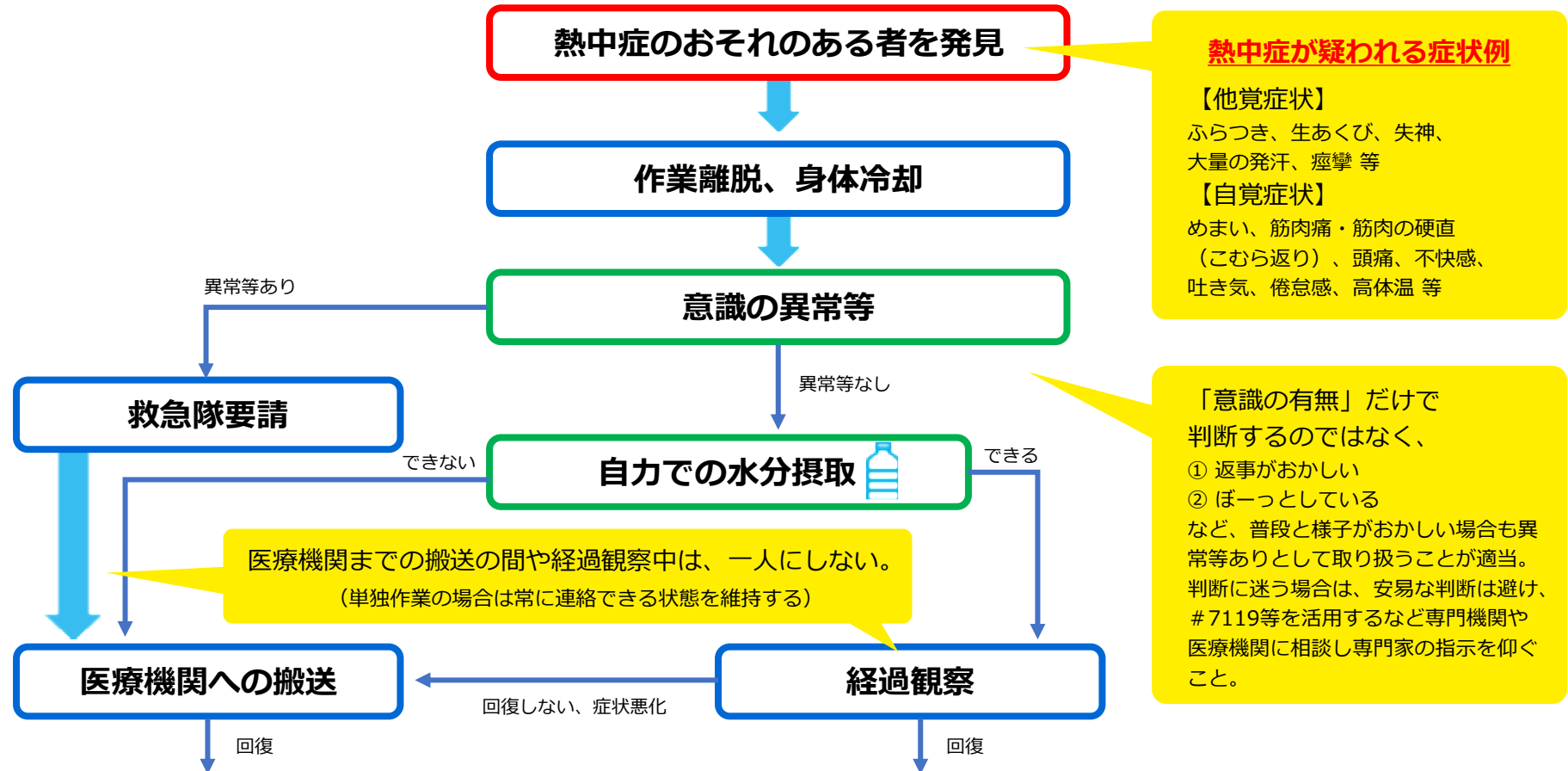
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。

※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

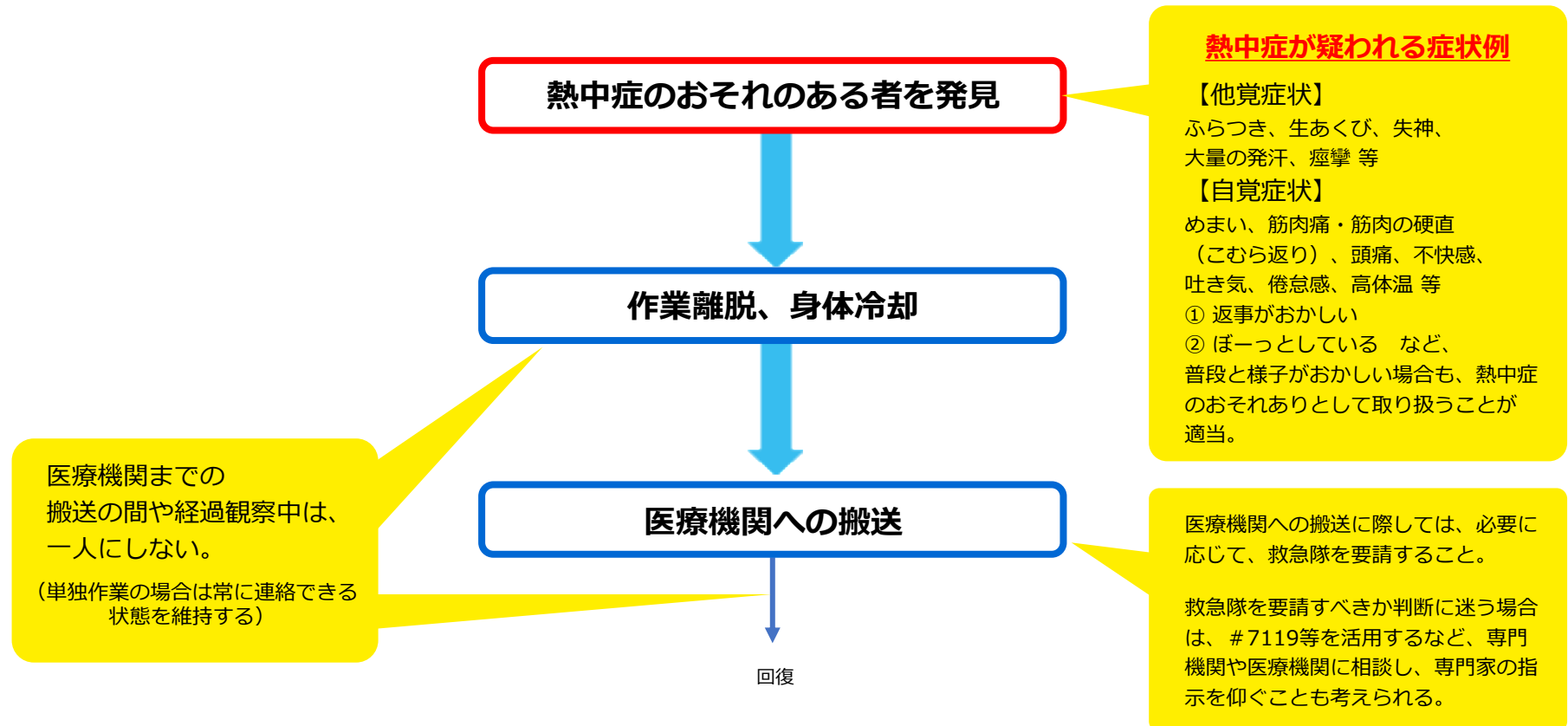
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

—— キャンペーン期間 ——



準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

ガイド・教育動画

e-learning

管理者、作業者に
対する教育を実施



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施

休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置

服装

準備期間に検討した服装を着用

作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止

プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる

水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)

暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること

健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢

日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認

作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導

異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風**することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請